

みやぎの畜産人づくり支援事業補助金のうちお試し就農支援実施要領

（事業の趣旨）

第1 みやぎの畜産人づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）のうち、お試し就農支援の実施に関しては、みやぎの畜産人づくり支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（事業の目的）

第2 お試し就農支援は、研修生が実践的な家畜飼養管理及び経営管理に取り組む機会を確保し、将来の独立・自営就農、雇用就農、親元就農その他畜産業への就業に必要な知識及び技術の習得を図ることを目的とする。

（事業内容）

第3 事業実施主体は、要綱第2第1項第3号に基づき、次に掲げる取組を実施することができる。

- （1）県所有牛の飼養管理
- （2）研修に必要な機械装置等の整備
- （3）研修に必要な施設及び設備の修繕
- （4）県所有牛の飼養管理に必要な取組
- （5）その他知事が必要と認める取組

（事業実施主体）

第4 事業実施主体は、要綱第1第2項第4号に定める者であって、担い手育成支援実施要領その他関係規定に基づき研修を実施する者とする。

（県所有牛の貸付）

第5 県は、お試し就農支援の実施に必要があると認める場合は、県所有牛を事業実施主体に貸し付けることができる。

- 2 事業実施主体は、県所有牛の貸付けを受けようとするときは、県所有牛貸付申請書（別紙様式第1号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請内容を審査し、適当と認めるときは、県所有牛貸付承認通知書（別紙様式第2号）により事業実施主体へ通知するものとする。
- 4 県所有牛の貸付期間、種類、頭数、貸付料、その他必要な事項は、前項の通知において定めるものとする。
- 5 県所有牛及び県所有牛から生じた産子その他生産物の所有権は県に帰属するものとし、本事業の実施期間中においても事業実施主体に移転しない。
- 6 事業実施主体は、県所有牛を本事業以外の目的に使用してはならない。

（県所有牛の管理）

第6 事業実施主体は、県所有牛について善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

- 2 事業実施主体は、家畜伝染病予防法その他関係法令を遵守し、適正な飼養管理を行わなければならない。

- 3 事業実施主体は、県所有牛に係る飼養管理の状況を記録し、知事の求めに応じて提出しなければならない。

（事故等の報告）

- 第7 事業実施主体は、県所有牛について次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

- （1）死亡したとき。
- （2）重大な疾病又は負傷が生じたとき。
- （3）逸走し、又は盗難等にあったとき。
- （4）その他県所有牛の管理に重大な影響を及ぼす事由が発生したとき。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し関係書類の提出その他必要な報告を求めることができる。

（県所有牛の亡失又は棄損）

- 第8 事業実施主体は、その故意又は過失により県所有牛を亡失し、棄損し、又はその価値を減少させた場合は、知事の指示に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 知事は、前項の場合において必要があると認めるときは、事業実施主体に対し損害の全部又は一部について負担を求めることができる。
- 3 前項の損害額の算定に当たっては、家畜の価値評価に関する専門的知見を有する者の意見を聴くものとする。
- 4 疾病、分娩事故、自然災害その他やむを得ない事由による損害であつて、事業実施主体が第6に定める管理義務を適切に履行していたと知事が認める場合は、県は、損害の全部又は一部について事業実施主体に負担を求めない。

（機械装置等及び施設設備の利用）

- 第9 事業実施主体は、本事業により導入し、又は修繕した機械装置等及び施設設備について、研修生の実践的な研修機会の確保を目的として活用しなければならない。

- 2 事業実施主体は、機械装置等及び施設設備の利用状況について記録し、知事の求めに応じて提出しなければならない。

（現地確認）

- 第10 知事は、必要があると認めるときは、県所有牛の管理状況、機械装置等及び施設設備の利用状況その他本事業の実施状況について、現地確認を行うことができる。

（県所有牛の返還）

- 第11 事業実施主体は、研修の終了、事業の中止その他知事が必要と認める場合には、県所有牛を知事が指定する場所へ返還しなければならない。

- 2 返還に要する手続その他必要な事項は、知事の指示によるものとする。

（その他）

第 1 2 この要領に定めるもののほか、お試し就農支援の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別紙様式第 1 号（第 5 関係）

県所有牛貸付申請書

文書番号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

お試し就農支援実施要領第 5 の規定に基づき、下記のとおり県所有牛の貸付けを申請します。

記

1 貸付希望期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

2 貸付希望牛

畜種

用途

希望頭数

3 貸付希望理由

（研修内容との関係が分かるよう記載すること。）

4 管理責任者

氏名

役職

連絡先

県所有牛貸付承認通知書

畜第 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

宮城県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった県所有牛の貸付けについて、下記のとおり承認します。

記

1 貸付期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

2 貸付牛

個体識別番号

畜種

性別

備考

計 ○ 頭

3 貸付条件

- （1）本事業以外の目的に使用しないこと。
- （2）県所有牛の移動は事業実施主体が行うこと。
- （3）善良な管理者の注意をもって管理すること。
- （4）死亡、重大な疾病、逸走その他重大な事故が発生した場合は速やかに報告すること。
- （5）貸付期間終了後は県の指示に従い返還すること。
- （6）お試し就農支援実施要領を遵守すること。